

2017年 月 日

## 2019年の規定審議会にクラブから提案する制定案を クラブが承認したことを証する為の書面

木更津東ロータリークラブは2019年規定審議会に提案する下記の件を、下記の手続きにより当クラブの提案とすることを承認したことを証します。

提案者： 木更津東ロータリークラブ(日本、第2790地区) RI承認NO:C 15043

制定案： クラブ提出の決議案を地区で承認する手続の規定を改正する件

承認者： 第2790地区の郵便投票により承認  
(2017年12月 日)

クラブ提出の決議案を地区で承認する手続の規定を改正する件

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第34ページ)。

2

### 3 第8条 決議審議会

4

5 8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認

6 クラブの決議案は必ず地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI地区審議会において、  
7 地区内のクラブの承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、または  
8 RIBI地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投  
9 票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第14.040.節の  
10 手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される決議案には、地区  
11 大会や地区立法案検討会やRIBI地区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承  
12 認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

13 本制定案は、国際ロータリー細則を改正して、クラブ提出の決議案を地区で承認する手  
14 続に、ガバナーの行う郵便投票の票決を加えることを目的としている。第8.040.節の規  
15 定では、郵便投票を通じて地区内クラブの票決が規定されていないのに、同節後段の規  
16 定では、事務総長に送達される決議案には郵便投票の評決により承認されたことを明記  
17 したガバナーの証明書の添付を認めている。こうした規定の不備を改正して、クラブ提  
18 出の決議案を地区で承認する手続に、ガバナーの行う郵便投票の票決ができる旨改正す  
19 るものである。

上記の提案を

承認した理事会： 2017年10月 4日 木更津東ロータリークラブ定例理事会

上記の提案を

承認した例会： 2017年10月25日 木更津東ロータリークラブ第16回例会

提案者

木更津東ロータリークラブ

2017-18年度会長： 大澤藤満

署名

大澤 藤満

2017-18年度幹事： 松岡邦芳

署名

松岡 邦佳

## 制定案 19-

クラブ提出の決議案を地区で承認する手続の規定を改正する件

**提案者:** 木更津東ロータリークラブ(日本、第2790地区)

**承認者:** 第2790地区の郵便投票により承認  
(2017年12月 日)

- 1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第34ページ)。  
2  
3 **第8条 決議審議会**  
4  
5 8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認  
6 クラブの決議案は必ず地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI地区審議会において、  
7 地区内のクラブの承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、または  
8 RIBI地区審議会に決議案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投  
9 票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第14.040.節の  
10 手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される決議案には、地区  
11 大会や地区立法案検討会やRIBI地区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承  
12 認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。

(本文終わり)

### 趣旨および効果

- 13 本制定案は、国際ロータリー細則を改正して、クラブ提出の決議案を地区で承認する手  
14 続に、ガバナーの行う郵便投票の票決を加えることを目的としている。第8.040.節の規  
15 定では、郵便投票を通じて地区内クラブの票決が規定されていないのに、同節後段の規  
16 定では、事務総長に送達される決議案には郵便投票の評決により承認されたことを明記  
17 したガバナーの証明書の添付を認めている。こうした規定の不備を改正して、クラブ提  
18 出の決議案を地区で承認する手続に、ガバナーの行う郵便投票の票決ができる旨改正す  
19 るものである。